

「農林土木業務委託共通仕様書」の正誤表

頁	誤	正
<p>設計業務 共通編 6</p>	<p>(照査技術者及び照査の実施) 第8条 2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、農業土木技術管理士（農業土木業務に限る）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、林業技士（森林土木業務に限る）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>	<p>(照査技術者及び照査の実施) 第8条 2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、<u>RCCM（業務に該当する部門）</u>、農業土木技術管理士（農業土木業務に限る）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、林業技士（森林土木業務に限る）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>
<p>測量業務 設計業務 地質・土質 調査業務</p>	<p>(全文中) <u>監督職員</u></p>	<p>(全文中) <u>監督員</u></p>
<p>設計業務 森林整備 保全編 59</p>	<p>第11条 橋梁予備設計 2 業務内容 橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第12条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p>	<p>第11条 橋梁予備設計 2 業務内容 橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第12条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p>

	<p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。</p> <p>なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について<u>調査職員</u>に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 橋梁形式比較案の選定</p> <p>受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、<u>調査職員</u>と協議のうえ、設計する比較案3案を選定するものとする。</p>	<p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。</p> <p>なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について<u>監督員</u>に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 橋梁形式比較案の選定</p> <p>受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、<u>監督員</u>と協議のうえ、設計する比較案3案を選定するものとする。</p>
60	<p>第12条 橋梁実施設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>橋梁実施設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1章第11条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査職員</u>に提出するものとする。</p>	<p>第12条 橋梁実施設計</p> <p>2 業務内容</p> <p>橋梁実施設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1章第11条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督員</u>に提出するものとする。</p>
地質・土質 調査業務 共通編 5	<p>(照査技術者及び照査の実施)</p> <p>第10条</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）</p>	<p>(照査技術者及び照査の実施)</p> <p>第10条</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）</p>

	<p>又は業務に該当する部門)、<u>博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（業務に該当する部門）</u>のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>(3) ～ (5) [略]</p>	<p>又は業務に該当する部門)、<u>RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）</u>のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>(3) ～ (5) [略]</p>
11	<p>(守秘義務)</p> <p>第31条</p> <p>3 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第14条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>(守秘義務)</p> <p>第31条</p> <p>3 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第13条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p>
14	<p>(行政情報流出防止対策の強化)</p> <p>第37条</p> <p>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) [略]</p> <p>(7) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第14条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>(8) ～ (10) [略]</p>	<p>(行政情報流出防止対策の強化)</p> <p>第37条</p> <p>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) [略]</p> <p>(7) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第13条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>(8) ～ (10) [略]</p>